

第8号議案

本機関への系統アクセス妥当性確認依頼（接続検討回答）に対する
回答について（回答予定日：平成 28 年 4 月 6 日）

（案）

送電系統への発電設備系統連系希望者から本機関に対して依頼があった系統アクセス妥当性確認 1 件に関し、業務規程第 9 8 条第 1 項の規定に基づき、一般送配電事業者の検討内容について、下記のとおり確認し、回答する。

受付番号	受付日	確認結果
AR15G0001	H27. 7. 13	●接続検討回答時点において、検討対象年度、検討断面等の前提条件および工事の必要性について妥当性を確認した。 ●対策工事の内容および所要工期・工事費について妥当性を確認した。 なお、500kV 送電線工事の工期については、標準的な工期より若干長期となっているが、現時点での用地リスクや今後多数の送電工事が予定されていることによる施工人員の調整状況が不透明である状況を考慮すれば、今般、一般送配電事業者が設定した工期が妥当でないとは言えない。今後、送電線工事の実施においては、一般送配電事業者が用地、施工に必要な人員の調整による工期短縮について検討を行うことが望ましい。 また、最大受電電力を一部減少させることで、大規模な対策を回避できる可能性もあることから、一般送配電事業者がその情報を申込者に提供することが望ましい。

以 上

添付：

- ・ 妥当性確認結果（AR15G0001）
- ・ 接続検討回答についての妥当性確認依頼申込書